

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

## 厚生労働省より院内掲示が義務付けられている手術実施件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

〔対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日〕

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	1件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件
区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件
区分4に分類される手術の件数		27件
その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		13件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		6件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		0件
経皮的冠動脈形成術		1件
[内訳]・急性心筋梗塞に対するもの		0件
・不安定狭心症に対するもの		0件
・その他のもの		1件
経皮的冠動脈粥腫切除術		0件
経皮的冠動脈ステント留置術		7件
[内訳]・急性心筋梗塞に対するもの		0件
・不安定狭心症に対するもの		1件
・その他のもの		6件